

基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

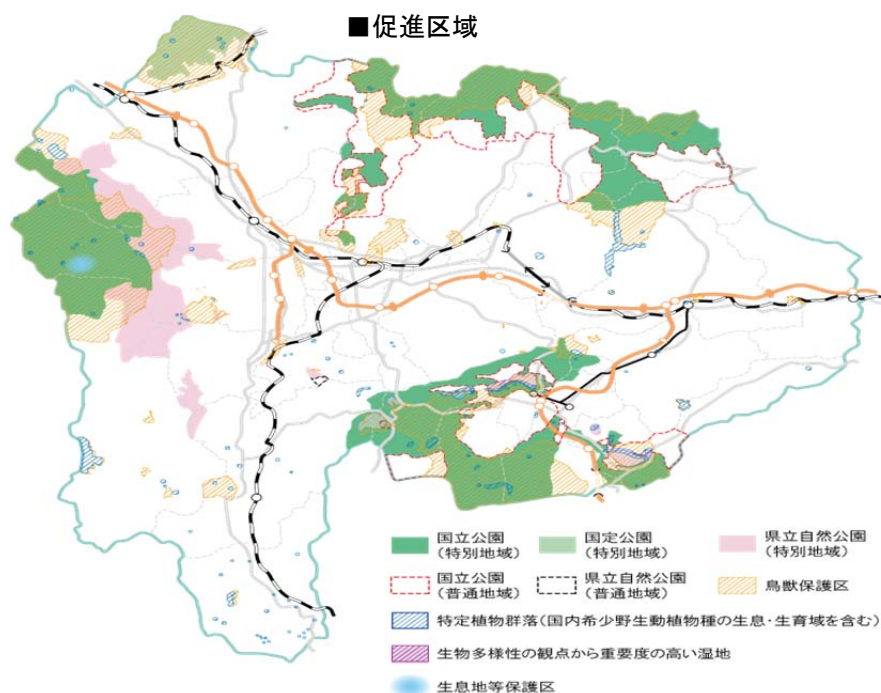
(1) 促進区域

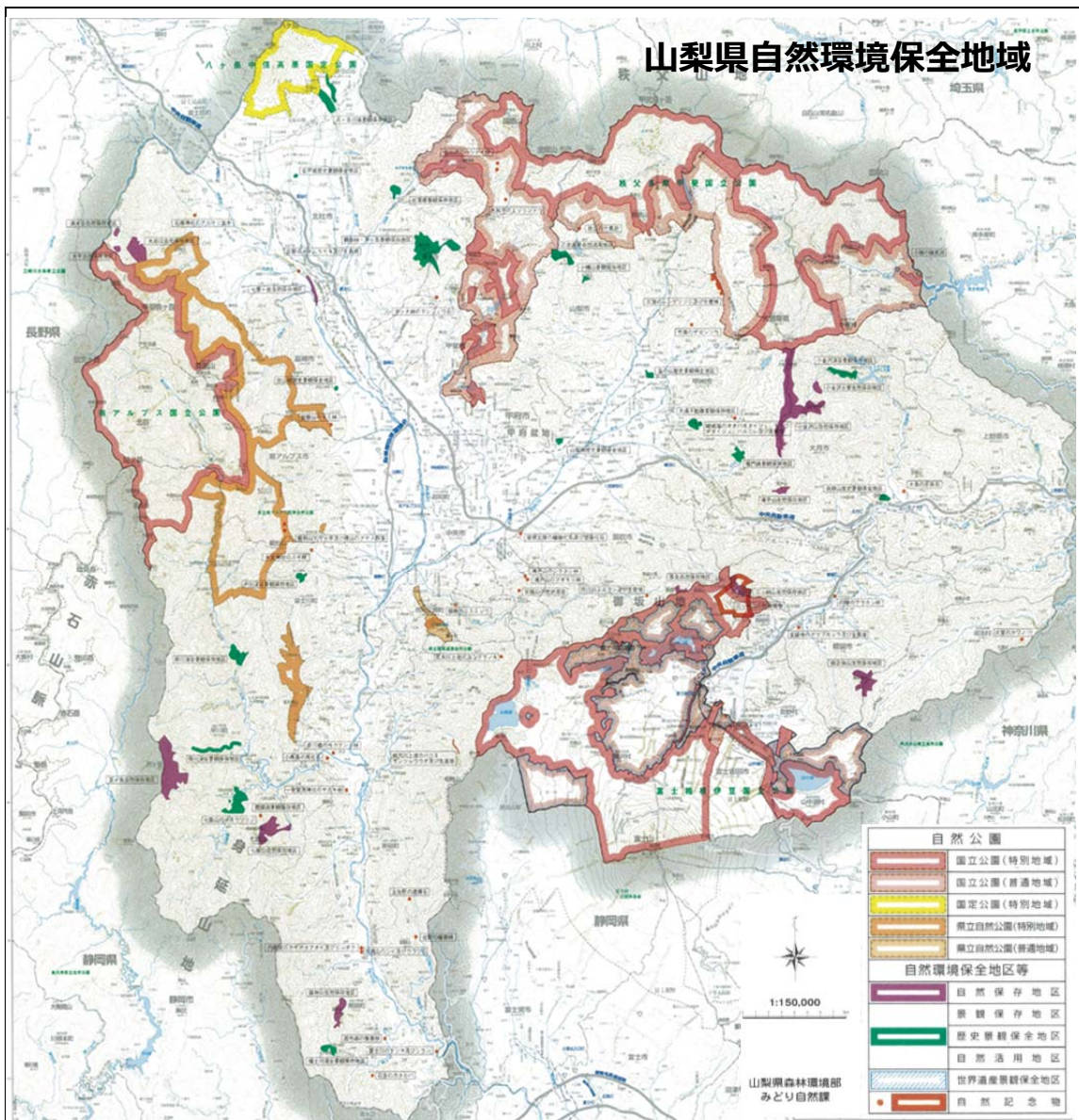
設定する区域は、山梨県全域（甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村）の行政区域とする。概ねの面積は44万6千ha程度である。

本区域には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区（北岳キタゲケソウ生育保護区）が含まれるが、本区域から除く。

また、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に指定する鳥獣保護区、富士箱根伊豆国立公園、秩父多摩甲斐国立公園、南アルプス国立公園、八ヶ岳中信高原国立公園、山梨県の自然環境保全地域（次ページ）、県立四尾連湖自然公園、南アルプス巨摩県立自然公園、環境省が自然環境保全調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業（多摩川流域自然再生事業（小菅村））の実施地域、国内希少野生動植物種の生息・生育域等を含むため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、シギ・チドリ類渡来湿地は、本区域には存在しない。





(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業の状況等）

- ・本県の面積は 446,500ha であり、県庁所在地である甲府市は県のほぼ中央に位置する。鉄道では甲府市を中心に JR 中央本線が東西に走り、以南は JR 身延線が結ぶ。富士北麓地域は大月市から富士急行線が連絡している。特急列車を利用した場合、東部の大月から最西部の小淵沢まで 1 時間、甲府市中心部から最南部の南部町まで 1 時間で到達する。
- ・また、中央自動車道により県東部の上野原 IC と西部の小淵沢 IC が約 1 時間 15 分で結ばれている。また、中央自動車道と新東名高速道路を結ぶ中部横断自動車道の新清水 JCT 間から双葉 JCT は、平成 29 年 3 月までに六郷 IC から双葉 JCT までが順次開通し、新清水 JCT から六郷 IC 間についても現在整備が進められており、予定されている平成 31 年度まで全線順次開通することにより、南北の動線が確立する。

- ・甲府市と富士北麓地域は国道 137 号、国道 358 号及び中央自動車道により、それぞれ 1 時間程度で結ばれている。甲府都市圏においては、高速道路と接続する新山梨環状道路の整備が進められ、南アルプス市周辺から甲府市南部の県産業技術センターや大規模な展示場であるアイメッセ山梨へのアクセスが飛躍的に向上した。また、新山梨環状道路の開通により、産業間の連携が促進されるとともに、山梨大学医学部附属病院や大規模な商業施設がこの道路の沿線上に立地していることから、医療をはじめ生活環境が整っている。
- ・このように、県内は交通網が発達しており、時間距離が短く、一体性は相当程度高い。
- ・また、アイメッセ山梨の周辺は、平成39年に東京・名古屋間で開業予定のリニア中央新幹線の新駅が建設されるとともに、中央自動車道の（仮称）甲府中央スマートICの整備が進められている。リニア中央新幹線の開業により、本県と東京圏は約25分で結ばれ、名古屋圏とは約40分で結ばれるなど、本県の新玄関口として更なる発展が期待される。
- ・産業の状況については、本県産業の構造を全国と比較すると、農業や製造業の構成比が高く、製造業は、県内の付加価値額の 38.4%、従業者数の 23.6%を占め、1人当たり賃金では全国 12 位となるなど主要な産業となっている。

■教育機関・研究機関等の分布

- ・地域の研究開発等の支援や、人材育成を行う機関には次のような施設があり、県内全域に分布している。
- ・本計画の推進に向けては、全県で一体となった連携・支援が必要となる。

峡中地域	山梨大学、山梨県立大学、山梨学院大学、山梨英和大学、県立宝石美術専門学校、県総合理工学研究機構、県産業技術センター（甲府技術支援センター）、（公財）やまなし産業支援機構、やまなし地域産学官共同研究拠点、水素技術センター 等
峡東地域	県産業技術センター（ワインセンター）、県立産業技術短期大学 等
富士・東部地域	都留文科大学、健康科学大学、帝京科学大学、県産業技術センター（富士技術支援センター） 等

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

- ・本県の製造業では、一般機械、電子機械などの機械電子産業が主な業種となっている。特に産業用ロボット・半導体製造装置や工作機械等の関連産業や、通信用デバイス関連産業等が集積している。また、近年は医療機器関連産業や航空機産業への参入も増加している。そして、地場産業では、ワインにおける地理的表示「山梨」が国内で初めて産地指定を受けるとともに、全国トップのシェアを誇る貴金属製品をはじめ、先染織物やニット、木工家具、花火、印伝などの地場産業が形成されている。その他に

も、生産量日本一のミネラルウォーターをはじめ、良質な水資源を活用した清酒等の各種加工食品生産が盛んである。農業では、本県の農業産出額の6割を果実が占め、全国的にも、ブドウ、モモ、スモモが出荷量日本一となるなど、果樹王国である。

- ・本計画の推進にあたっては、地理的条件、自然条件、企業集積状況、研究開発や技術シーズなどの強みを活かし、環境に負荷を与えずに高い付加価値を生み出し、今後成長や拡大が見込める産業の振興を図ることが効果的である。
- ・促進地域の経済基盤を強化していくためには、地域経済を牽引する機械電子産業などの基幹産業を発展させていく必要がある。これらの産業による製造品出荷額は、本県全体の製造品出荷額の約6割を占めており、産学官の連携などによる新産業・成長産業の集積や製造業等の企業立地を促進するとともに、健康関連産業、宝飾関係等の伝統的産業、情報通信関連産業の振興を図り、基幹産業の拡大・発展と裾野の拡大に取り組み、地域内の他の産業にも高い経済的波及効果をもたらすよう、地域外との取引で獲得した需要が雇用者の給与増を通じて地域内で好循環する状況を目指す。

(2) 経済的効果の目標

- ・K P Iとして、地域経済牽引事業の平均付加価値額、域内への波及効果、地域経済牽引事業の新規事業件数を設定する。

【経済的効果の目標】

	現 状	計画終了後	伸び率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	一百万円	4,485 百万円	—

【任意記載のK P I】

	現 状	計画終了後	伸び率
地域経済牽引事業の平均付加価値額	一百万円	46 百万円	—
促進区域内の地域経済牽引事業の新規事業件数	一件	65 件	—
地域経済牽引事業の域内への波及効果	—	1.5	—

- ・1件あたり年4,600万円(※)の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を65件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で、1.5倍の波及効果を与え、促進区域で約45億円の付加価値を創出することを目指す。

※山梨県の1事業所あたり付加価値額4,045万円(経済センサスー活動調査(平成24年))に、平成24年から平成28年の増加率12.9%をかけて算出した金額を参考とした。

〈算出式〉

$$\text{山梨県の1事業所あたり付加価値額(4,045万円)} \times \text{増加率(1.129)} \approx 4,600\text{万円}$$

- ・地域経済牽引事業の新規事業件数 65 件は、ダイナミックやまなし総合計画（平成 27 年 12 月策定）に位置づけている立地企業件数の目標値から引用している。
- ・波及効果 1.5 は、山梨県産業連関表の全産業平均 1.3043 倍（平成 23 年）を参考とした。

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは、以下の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性を活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的、又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が 4,045 万円（山梨県の 1 事業所あたり平均付加価値額（経済センサスー活動調査（平成 24 年））を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する、地域経済牽引事業計画に記載する任意の事業者の売り上げが開始年度比で 5%以上増加すること。
- ② 促進区域に所在する事業者との取引額が開始年度比で 3%以上増加すること。
- ③ 促進区域に所在する、地域経済牽引事業計画に記載する任意の事業者の雇用者数が開始年度比で 1%以上増加すること。
- ④ 促進区域に所在する、地域経済牽引事業計画に記載する任意の事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で 3%以上増加すること。

なお、(2)、(3)については、事業計画の計画期間が 5 年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）

該当なし。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的、又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ① ロボット製造産業など生産用機械関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ② 医療機器関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ③ 水素・燃料電池関連の技術を活用した成長ものづくり分野
- ④ 食品・飲料産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ⑤ 地域に根ざした宝飾、織物、印伝等の特産物を活かした成長ものづくり分野
- ⑥ IoTを支える半導体関連産業の集積を活用した第4次産業革命関連分野
- ⑦ IoTを支える通信用デバイス等関連産業の集積を活用した第4次産業革命関連分野
- ⑧ IoTを支える通信用デバイス等関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ⑨ リニア中央新幹線や中央自動車道等のインフラを活用した成長ものづくり分野
- ⑩ リニア中央新幹線や中央自動車道等のインフラを活用した第4次産業革命関連分野

(2) 選定の理由

- ① ロボット製造など生産用機械関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
 - ・ 本県では、機械電子産業が発達し、ロボット製造などの装置産業が約 290 事業所、従業員数約 1.5 万人となっており、それらを支える精密加工、電子部品、電気機械部品、デバイス生産、金属加工などの関連産業が約 620 事業所、従業員数約 2.6 万人と集積している。
 - ・ 県内に本社を置くロボット製造関連の大手企業は、世界シェア約 5 割を有する工作機械用 NC などを製造しており、製造品出荷額は、本県全体の製造品出荷額の約 2 割を占めている。こうした企業と県内中小企業とは、多くの取引を行っており、国内の生産年齢人口の減少や新興国の賃金上昇による自動化・省力化のニーズの増大により、更なる成長が見込まれるため、県として事業者に対し生産用機械関連産業の集積を活用して支援を推進する。
- ② 医療機器関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
 - ・ 医療機器の製造には、多種多様な部品が求められるとともに、それぞれに高水準の加工技術が求められるが、本県には、切削、研磨、プレス、溶接、鍛造・鋳造、実装・組立、精密微細加工などにおいて、医療機械製造への活用可能な高度な技術を有する企業が集積している。
 - ・ 医療機器製造関連企業は、県内に 20 社以上あり、血管内画像診断システムなど高度な技術を要する製品を開発・製造している企業が集積している。また、医療用機械器具、同装置およびその部分品・取付具・附属品関連企業の製造品出荷額は約 400 億円以上あり、大手企業も進出している。

- ・近年、新たに当該分野へ進出を目指す中小企業も出てきており、山梨大学においては、医療機器開発者の養成講座が開設された（平成 27 年度～平成 29 年度 受講生 20 名 実企業数 16 社）。今後、高齢化社会が進行していくなかで、更なる需要が見込まれ、医療機器関連産業の産業集積を活用した成長ものづくりを推進する環境が整いつつあるため、県としても平成 27 年 12 月に策定した「山梨県まち・ひと・しごと創生総合戦略」により、事業者に対し医療用機器製造関連産業の集積を活用して支援を推進する。

③水素・燃料電池関連の技術を活用した成長ものづくり分野

- ・エネルギーとなる水素に関して、山梨県と一般社団法人水素供給利用技術協会（HySUT）が「水素エネルギー関連産業の集積に向けた取り組みに関する協定」を結び、今後、NEDO事業として、HySUTが水素ステーション運用実環境下での試験・評価等が可能な「水素技術センター」を米倉山（甲府市下向町）に整備し、安全性等に資する実証を行う予定である。これにより、将来的には、評価・実証等を通して蓄積される技術等から競争力の源泉となり得る技術シーズが産み出されることが期待されることから、県として水素エネルギー関連産業の成長ものづくり分野を支援していく。
- ・また、燃料電池関連に関しては、燃料電池関連産業の集積と育成を「ダイナミックやまなし総合計画」（平成 27 年 12 月）に位置づけており、山梨大学と県及びやまなし産業支援機構が「燃料電池関連産業の集積に向けた取り組み」に関する基本協定を結び、産学官が連携した取り組みを実施している。世界トップクラスの研究を進めている山梨大学燃料電池ナノ材料研究センターでは、研究成果を県内産業界に移転するため、県内の中小企業と連携して燃料電池スタックの試作を行うとともに、山梨県からの委託を受け、専門人材を養成する講座を開設するなど、今後大きな成長が期待される同関連産業の集積と育成のための基盤が整ってきており、県としても平成 27 年 12 月に策定した「山梨県まち・ひと・しごと創生総合戦略」により、事業者に対し燃料電池関連産業の集積を活用して支援を推進する。

（平成 28 年度 地方創生加速化交付金により 産学官連携燃料電池イノベーション創出事業を実施 受講生 26 名 実企業数 12 社）

また、国（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）委託）が平成 27 年度から進める「固体高分子形燃料電池利用高度化技術開発事業」は、燃料電池自動車の普及拡大に向けて、低コスト化、生産能力の向上、耐久性の向上などといった技術的課題を達成するためのプロジェクトであるが、本県はこのプロジェクトに参画し、県産業技術センターに設置した燃料電池評価室において、日本自動車研究所（JARI）から提供を受ける膜・電極接合体（MEA：燃料電池の心臓部分）について、燃料電池自動車の実際の使用条件を考慮した共通の評価方法（性能・耐久性を評価するプロトコル）で開発材料を測定し、代表的な材料の測定結果と比較

することで開発材料の特性を把握し、その結果から材料の改良を進めるための課題を抽出し、開発者に提供している。これにより、燃料電池発電セルの特性評価を行える機能の確立と人材育成を図ることとしている。

④食品・飲料関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

- ・本県は、県土の8割を森林が占め、3つの国立公園が県土の3割を占めるなど、自然豊かな環境を持ち、周辺の間々、森林、さらには様々な主体により適切に保全された環境の中で産み出される水は、産業活動や県民生活の源となっている。県内の清らかで豊富な水を使った出荷額日本一で全国シェア約3割を占めるミネラルウォーターの関連企業が集積している。また日本一の日照時間や寒暖差が大きい気候風土を活かした生産量日本一のブドウ、モモ、スモモの栽培（合計収穫量約8.7万トン）やワインの醸造技術が発展したほか、ウイスキーや日本酒などを含めた飲料産業が集積するとともに、近年は水や県内果実を使用する食品工場も増えてきており、約280事業所、従業者数約1.2万人が集積している。

- ・健康長寿日本一（平成25年データ 男女とも日本一）となった山梨県では、山梨大学や県立試験研究所で、食品加工に関する機能性評価を積極的に支援している。また、本県では、ワインの醸造業やきのこ関連企業を中心に山梨大学、県立工業技術センターなどの研究機関において、継続的な研究開発が行われるなど、古くから発酵や微生物の培養に関する技術に強みを持っている。これらの研究成果として、県内の事業者がビタミン、ミネラルが不足がちな食生活をサポートするため、野菜、果物、黒糖を発酵させたエキス、海藻、オタネニンジンのエキスを加えた清涼飲料水を販売し、また山梨大学と県総合農業技術センターの共同開発において、ポリフェノールの一種であるプロアントシアニジンを活用した商品の開発研究を進めている。

※健康寿命とは「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」のことを言い、厚生労働省が3年に1回国民生活基礎調査のデータを基に算出

- ・また、本県はNPOふるさと回帰支援センターが行う移住希望地域ランキングにおいて、全国1、2位と高い評価を得ている。（2015年2位、2016年1位）これらの移住希望の理由は、豊かな自然環境の中で、有機的な農業を志す若者が増えていることによる。このような自然環境、豊富な水資源を求め、近年では、施設栽培により野菜等を生産する企業などが進出している。これら農業、企業等と観光産業との連携を通じ旅館、ホテル、食料品店、飲食店などに商品を提供することにより、市場の拡大が期待できる。また、巨大消費地である東京圏に近いこと、地理的優位性を活かした更なる産業の集積が見込まれることから、県として食品・飲料関連産業の集積を活用して支援を推進する。

- ⑤県内に根ざした宝飾、織物、印伝等の地域特産物を活かした成長ものづくり分野
- ・全国シェア1位（約25%）を誇る貴金属製品を中心とした宝飾関連産業やネクタイの生地に代表される織物、伝統工芸でもある印伝などの地元特産物を製造している中小企業（約200社）が多くある。
 - ・県内にある中堅企業は、独自の加工技術等を活かして上場するまでに成長しているが、生産加工は地元企業に外注を行っている部分もあり、取引企業を含めて更なる成長が見込まれる環境にある県としても平成27年12月に策定した「山梨県まち・ひと・しごと創生総合戦略」により、事業者に対し地域特産物を活かした成長ものづくり分野を活用して支援を推進する。
- ⑥IoTを支える半導体関連産業の集積を活用した第4次産業革命関連分野
- ・本県は半導体製造装置産業が発展し、これらに関連する関連産業が集積しており、県内に所在する半導体製造装置関連の大企業では、県内中小企業（約100社 推計取引額約100億円）と多くの取引を行っており、これらの半導体製造品出荷額は本県全体の製造品出荷額の約7%を占めている。IoTの流れの中で半導体需要の増大による更なる成長が見込まれるため、県として事業者に対し支援を推進する。
 - ・また「やまなしIoTラボ」が創設され、産業界、大学、行政等が連携し、「ものづくり産業」の中心として中小企業によるIoT等の先進的技術の活用を支援する。
- ⑦IoTを支える通信用デバイス等関連産業の集積を活用した第4次産業革命関連分野
- ・本県は江戸時代末期、京都の玉商「玉屋」が水晶の買い付けに甲州に来た際、水晶の磨き方を教えたのをきっかけとして古くから水晶の加工技術が発達し、水晶振動子等の製造技術が集積し、また海底用光ケーブルなどの光通信の企業も立地するなど通信用デバイス等関連産業が発達している。また電子部品・デバイス・電子回路製造業、情報通信機械器具製造業の製造品出荷額は、本県全体の製造品出荷額の約15%を占める。県内には、当該分野の関連事業所が約140事業所集積し、約9,300人の従業者が働いている。コネクテッドカーなど全てのモノや人がインターネットで繋がるIoTの流れの中で、今後の成長が見込まれるため、県として事業者に対し支援を推進する。
- ⑧IoTを支える通信用デバイス等関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ・5（2）⑦に記載されたとおり、通信用デバイス等関連産業が発達しており、IoTの利活用の増大による集積産業を活用し、成長ものづくり分野を推進する環境が整っており、県として事業者に対し支援を推進する。
- ⑨リニア中央新幹線や中央自動車道等のインフラを活用した成長ものづくり分野
- ・ものづくりの基盤を支えるインフラとして、中央自動車道が県の東西に通るととも

に、平成 31 年度には中部横断自動車道の新清水 JCT から六郷 IC 間が順次開通し、静岡方面と長野方面との利便性も大幅に向上する。県中央部にある甲府南 I C からは東京圏へは約 2 時間、名古屋圏へは約 3 時間の距離であるが、平成 39 年に開業予定のリニア中央新幹線を活用することにより、東京圏へは 25 分、名古屋圏には 40 分とさらなる利便性の向上が見込まれている。山梨県リニア活用基本構想のリニア需要予測結果（2013 年 3 月）によると開業時に約 800 社の企業立地が見込まれ、電気機械・輸送用機械等に代表されるものづくりの重要拠点となっている東京圏と名古屋圏へ良好なアクセスが整うことから、同エリアの企業との取引が拡大し事業所の誘致が期待出来るので、県として事業者に対し支援を推進する。

- ⑩リニア中央新幹線や中央自動車道等のインフラを活用した第 4 次産業革命関連分野
- ・ 5（2）⑨に記載したとおり、本県にはリニア中央新幹線や中央自動車道等のインフラが整備され、利便性の向上が見込まれる。
 - ・そのため、今後 IoT を活用する中で I T 企業のサテライトオフィスなどの誘致が期待できるほか、ドローンや自動運転を活用した新たな企業の誘致が期待出来る。また、山梨県は平成 29 年 1 月に『「輝き あんしん プラチナ社会」の実現に向けた I C T の利活用について』を作成し、そのなかで IoT、ICT の活用を積極的に対応することとしている。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

（1）総論

地域の特性を生かして、地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備にあたっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

（2）制度の整備に関する事項

○不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設

- ・県および市町村では、活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課したうえで、不動産取得税等の減免措置に関する条例を制定する。

（3）情報処理の促進のための環境の整備

○ICT の利活用の推進と情報通信産業の振興

- ・県では、ICT の可能性や活用方法に関する理解を深めることによって、ICT の活用を促進し、地域産業の振興をはじめ、教育・医療などの日常生活における利便性の向上

を図る。

- ・成長分野を支えるプラットフォームとして、産業全体を支え活力を増進する役割を果たしている ICT 産業の誘致と振興を図る。
- ・また、県では経済産業省の「地方版 IoT 推進ラボ」に選定された専門家派遣などの企業支援策を通じて 5 社の IoT 導入を目指す。

○情報発信の充実

- ・県および各市町村では、機械電子産業のブランド化に向け、山梨県地域経済牽引事業促進協議会内で連携を図るとともに、インターネット、広報誌、パンフレットなどの媒体や、やまなし産業立地アドバイザーなどの人的資源を活用し、幅広い情報提供活動を行う。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

- ・県企業立地・支援課および各市町村担当課では連携しながら、企業立地に関するワンストップ窓口を設置し、立地場所の選定、各種許認可手続きや優遇制度の紹介等の立地相談対応、立地後の問題解決の支援などのフォローアップまで、一元的な対応を行う。

(5) その他

○総合的支援体制の整備

- ・山梨県地域経済牽引事業促進協議会が中心となり、既存の工業団地以外の地域においては、市町村と連携し、土地利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画などとの整合を図るとともに、自然・緑地・景観等の保全、地域の住民生活やインフラとの関連性を勘案し、工場用地として開発が可能な地域を創り出していく。
- ・また、県及び市町村の助成金や奨励金の優遇制度により、企業の県内への誘致及び県内再投資の促進を図る。
- ・人材育成については、山梨ものづくり人材就業支援事業費補助金により、技術系人材の県内定着を促進するため、山梨県と産業界とで基金を創設し、大学生等の奨学金の返還を支援するとともに、県立甲府工業に新たな専攻科を設置し、国際的な人材育成を目的に、海外の有力大学が採用する入学資格「国際バカロレア」のプログラムを平成 32 年度に設置・導入を目指している。また平成 29 年度から国の「地域活性化雇用創造プロジェクト」等を活用し、新たに「やまなし新産業構造対応雇用創造プロジェクト」を実施し、成長分野への進出を目指す企業の人材確保・育成を支持する。
- ・事業承継については、やまなし産業支援機構に「引き継ぎ支援センター」を設置し、円滑な事業承継・M&Aのサポートを行う。

取組事項	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
【制度の整備】						
不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設 (条例対応する県及び市町村)	12議会に 条例案提出・審議 9月 条例施行 (遡り適用)・受付開始	運用	運用	運用	運用	運用
【情報処理の促進のための環境の整備】						
ICTの利活用の推進と情報通信産業の振興 (県等)	9月～ 事業実施 (継続)	運用	運用	運用	運用	運用
情報発信の充実 (県、市町村、関係団体)	9月～ 事業実施 (継続)	運用	運用	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】						
事業者からの事業環境整備の提案への対応 (県、市町村)	9月～ 事業実施 (継続)	運用	運用	運用	運用	運用
取組事項	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
【その他】						
企業立地・産業高度化を実現する総合的支援体制の整備 (山梨県地域経済牽引事業促進協議会等)	9月～ 事業実施 (継続)	運用	運用	運用	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援事業の方向性

- ・本県は、首都圏に位置しながらも、豊かな森林と豊富な水資源、美しい景観に恵まれた地域であり、このことが本県の最大のアピールポイントである。今後とも、この地域特性を健全に維持・向上させながら産業発展を図っていく必要がある。
- ・県民生活や県内産業の源である環境を保全しながら、持続的な地域経済の発展を図るには、比較的環境負荷の少ない内陸型の加工組み立て産業を中心とする機械電子産業と、本県の自然資源、恵まれた環境イメージを最大限に活用できる健康関連産業の立地をさらに進めていく必要がある。

以上により、引き続き本県産業の牽引役として一層の集積を図ることで、地域の活性化を実現することを目指す。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援事業の内容及び実施方法

○山梨県産業技術センター

公設試験研究機関である「山梨県産業技術センター」では、技術支援・研究開発・人材育成・情報提供を業務の4本柱として、現場重視・スピーディな対応により県内中小企業の技術支援を積極的に行っている。

また、技術相談・依頼試験・分析・加工・設備利用等をとおした新製品開発への取り組みも活発に行っており、地域の研究拠点となっている。

○(公財)やまなし産業支援機構

山梨県における高度技術に立脚した工業の開発と県内に蓄積された産業資質の有効活用による産業の自立発展を目的に、経営相談、設備投資、補助金制度、操業・ベンチャー支援などの幅広い支援の事業を行っており、地域の企業支援に不可欠な役割を果たしている。

○山梨大学

日本で唯一のワイン専門の研究所であるワイン科学研究センターや、医療機器関連の開発者の育成など講座の開設、燃料電池に関して世界トップクラスの研究を進めている燃料電池ナノ材料研究センター、クリーンエネルギーの先端的基礎研究を進めているクリーンエネルギー研究センターなど個性的な研究機関がある。平成27年6月には新たに水素・燃料電池技術支援室を設置し、山梨大学の知見と世界最高レベルの研究施設や設備を駆使して、県内企業への技術支援を積極的に行っている。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

- ・県では、平成16年3月、「山梨県環境基本条例」を制定し、環境の保全及び創造について基本理念を定め、県民、事業者及び県の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することとしている。
- ・また、山梨県環境基本条例で定めた施策を総合的かつ計画的に推進していくため、平成26年3月に「第2次山梨県環境基本計画」を策定した。当該計画では、県民総参加による連携により、本県の豊かな環境を保全、創造し、未来へ繋げていくことを目指すこととしている。
- ・そして、環境保全上重要な地域内での環境の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合には、森林環境部と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行うこととする。

- さらに、県では平成 21 年 3 月に「美しい県土づくりガイドライン」を策定し、県全体の景観づくりを推進してきたところであり、特に、医薬品、化粧品、食品加工に関連する企業において、製品戦略上重要であることから、ブランド力をさらに高めるためにも、美しい県土づくりを図ることが必要である。
- 本計画の促進区域においては、地下水の適正な採取及び水源地域における適正な土地利用の確保について必要な事項を定めた「山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例」など、各種関係法令等に基づき、適切な規制・指導等を行うとともに、具体的な事業の実施に際して生じる課題については、住民の理解を得るとともに、地域の環境の保全に努め、国や県、市町村が定める各種計画等との整合性を図ることとしている。
- なお、本計画は公園計画との整合を図り、国立公園については山梨県森林環境部みどり自然課との調整を行ったうえで策定したものである。国立公園内については、地域経済牽引事業計画の承認を行う場合、地方環境事務所と調整を図るものとする。

(2) 安全な住民生活の保全

- 本県においては、平成 17 年 4 月に施行された「山梨県安全・安心なまちづくり条例」や、同条例に基づき策定した「基本方針」及び「学校・通学路等における児童等の安全確保、犯罪の防止に配慮した住宅、道路等の構造、整備等に関する指針」により、県、市町村、県民及び事業者が相互に連携し、一体となった取組を進めるとともに、交通安全施策についても「第 10 次山梨県交通安全計画」に基づき、地域の交通の安全と円滑を図る活動を推進している。また、平成 23 年 4 月に施行された「山梨県暴力団排除条例」に基づき、県、市町村、県民及び事業者が相互に連携・協力し、社会全体で暴力団排除を推進している。
- 本計画に基づき、企業立地や事業活動を推進するにあたっては、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穏を確保するため、次の取り組みを推進する。

1. 防犯設備の整備

地域住民や従業員、来訪者等が事業所や駐車場等において、犯罪被害に遭わないようにするために、防犯カメラ、防犯照明等の防犯設備の整備を行う。

2. 犯罪防止・交通事故防止に配慮した施設の整備・管理

犯罪や交通事故防止に配慮した構造、設備等を有する事業所、道路、公園、駐車場等の整備に努めるほか、公共空間や空き地がたまり場等になり地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう立入りの制限やパトロールを実施するなどの管理に努めるとともに、交通の安全と円滑に配慮した道路環境の整備を図る。

3. 不法就労の防止

事業者が外国人を雇用しようとする際には、必ずパスポート、在留カード等により、在留資格の確認や雇用対策法に基づく雇用状況の届出を確実に行うな

ど、適法な就労を確保するよう事業者や関係自治体において必要な措置をとる。

4. 従業員等に対する安全指導等の徹底

事業者等は、従業員・関係事業者に対して、法令教育による遵法意識の浸透や犯罪被害及び交通事故の防止についての指導を行う。また、外国人の従業員・関係事業者に対して、日本の法制度、習慣等についても指導を行う。

5. 地域における犯罪防止活動、交通安全活動への協力

事業者は、地域住民等が行う防犯・交通ボランティア活動等に参加するほか、これらに必要な物品、場所等を提供するなど、地域における犯罪防止活動等への協力を行う。

6. 警察等関係機関に対する連絡・協力体制の確立

事件・事故等の発生時における警察等関係機関に対する連絡体制を確立するとともに、捜査活動への積極的な協力を図る。

7. 暴力団等反社会的勢力の排除

事業者等は、暴力団等反社会的勢力との「取引を含めた一切の関係遮断」に努めるとともに、同勢力からの接触等があった場合には、警察に即報し、各種要求には絶対に応じない。

8. 地域住民との協議

事業者又は関係自治体が基本計画に基づき産業集積の形成又は産業集積の活性化のための措置を実施するにあたっては、あらかじめ地域住民の意見を十分に聴取する。

9. その他

以上の項目に記載のない事項で、「安全な住民生活の保全」のために必要な事項が生じたときは、その都度、事業者及び警察等関係機関で協議のうえ、必要な措置をとる。

(3) その他

○PDCA体制の整備等

- ・毎年、有識者会議（山梨県地域経済牽引事業促進協議会）を開催し、基本計画と承認事業計画に関する効果の検証と事業の見直しを実施する。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用を行う場合にあつては、その基本的事項

該当無し。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から平成 34 年度末日までとする。